

新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス実施要綱

平成 28 年 2 月 22 日
27 新福障福第 1299 号
福祉部長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、重症心身障害児及び重症心身障害者（以下「重症心身障害児等」という。）の健康の維持及び重症心身障害児等を介護する同居の保護者又は配偶者（以下「家族等」という。）の福祉の向上を図るために、訪問看護師が居宅に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図る事業（新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス（以下「事業」という。））について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等を介護する同居の家族等の居宅に看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を派遣し、医療的ケア並びに食事及び排泄の介助等を行うこととする。

2 前項の医療的ケアは、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス医師指示書（第1号様式。以下「事業医師指示書」という。）に基づき、その必要性を判断して行うものとする。

(医療的ケア等を受けることができる者)

第3条 前条第1項の医療的ケア並びに食事及び排泄の介助等を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象障害児等」という。）とする。

- (1) 新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 1度又は2度の愛の手帳を有する知的障害者であり、かつ、1級又は2級の身体障害者手帳（下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であること。

イ 事業医師指示書又は東京都重症心身障害児在宅療養支援事業決定通知書等により別表第1の大島分類の判定が1から4までの状態であると確認できる者であること。

- (3) 18歳に達するまでに前号に規定する状態になった者
- (4) 在宅で家族等による介護を受けて生活している者
- (5) 訪問看護により医療的ケアを受けている者

(利用登録の申請)

第4条 対象障害児等を介護する家族等であって、事業を利用しようとする者は、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス利用登録申請書(第2号様式。以下「利用申請書」という。)に事業医師指示書を添えて、区長に利用登録の申請をするものとする。

(利用登録の可否の決定)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る利用登録の可否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により、当該申請を行った者に対し通知するものとする。

- (1) 利用登録を可とする決定（以下「利用登録決定」という。）を行った場合 新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス利用登録決定通知書（第3号様式。以下「利用決定通知書」という。）

(2) 利用登録を否とする決定を行った場合 新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス利用却下通知書（第4号様式）

2 区長は、利用登録決定を行う際には、別表第2に定めるところにより、利用者負担額を決定するものとする。

（事業の委託）

第6条 区長は、利用登録決定を受けた者（以下「利用者」という。）ごとに、現に訪問看護サービスの提供を受けている指定訪問看護事業者（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）のうちから当該利用者が指定するもの（以下「事業者」という。）に、確認書をもって確認し、事業を委託して実施するものとする。

2 区長は、利用登録決定を行った場合は、その旨を新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス委託決定通知書（第5号様式）に事業医師指示書の写しを添付し、事業者に通知する。

3 区長は、事業者に事業を委託したときは、その旨を利用決定通知書により当該利用者に通知するものとする。

（派遣回数）

第7条 看護師等の派遣は、月2回を上限として行うものとする。

（派遣時間）

第8条 看護師等の派遣は、1回当たり2時間から4時間までの範囲で、1時間単位で行うものとする。

（利用登録の抹消）

第9条 区長は、利用者から新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス辞退届（第6号様式）の提出があったときその他次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録決定に係る利用登録を抹消するものとする。

(1) 対象障害児等が転出し、又は死亡したとき。

(2) 対象障害児等が第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により第4条の申請がされたことが判明したとき。

(4) その他区長が在宅レスパイトサービスの利用の必要がないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により利用登録を抹消したときは、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス利用登録抹消通知書（第7号様式）を、当該利用登録を抹消された者に交付するものとする。

（変更の届出等）

第10条 利用者は、提出した利用申請書の記載内容に変更があったとき又は事業者の変更を希望するときは、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス変更届兼変更申出書（第8号様式。以下「変更届兼変更申出書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、必要に応じて変更の事実を確認するための書類の提出を利用者に求めることができる。

3 区長は、変更届兼変更申出書（事業者の変更の希望に係るものに限る。）の提出があった場合において、当該事業者の変更をしたときは、その旨を新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス変更決定通知書（第9号様式。以下「変更決定通知書」という。）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者負担額の変更）

第11条 区長は、第5条第2項の規定により決定した利用者負担額について、毎年7月又は対象障害児等が18歳に達したときに変更の要否を判定する。

2 区長は、前項の規定による判定の結果、利用者負担額を変更したときは、変更決定通知書を利用者に交付するとともに、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス利用者負担額変更決定通知書（第 10 号様式）をもって事業者へ通知する。

（利用の申込み）

第12条 利用の申込みは、利用者が事業者へ利用決定通知書を示し、第 7 条に規定する派遣回数及び第 8 条に規定する派遣時間の範囲内で行うものとする。

2 事業者は、前項の利用の申込みを受けたときは、利用決定通知書の内容に従い、利用日時及び対象障害児等の心身状況を確認し、必要なサービスの提供を行うものとする。

（報告）

第13条 前条第 1 項の利用の申込みを受けた事業者は、当該申込みに係る内容を、新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービス実施予定報告書兼実施結果報告書（第 11 号様式。以下「報告書」という。）により、区長へ報告するものとする。

2 事業者の管理責任者は、サービスの提供を実施した場合、報告書及び実績報告書兼完了届（第 12 号様式）を作成し、実施した月の翌月に区長宛てに提出するものとする。

（利用者の自己負担）

第14条 利用者は、事業を利用するに当たり、別表第 2 に定める利用者負担額を事業者へ支払うものとする。ただし、利用に係る衛生用品等の実費相当分については、利用者の自己負担とする。

2 事業医師指示書の作成に係る費用は、利用者の自己負担とする。

（医師の指示書等の提出）

第15条 区長は、対象障害児等の身体状況及び必要となる医療的ケアを確認するため、利用者から必要に応じて、事業医師指示書又は訪問看護を受けるために作成された医師の指示書の写しを提出させるものとする。

（事業者への委託料）

第16条 区長は、事業者への委託料を月ごとに集計して支払うものとする。

2 事業者への委託料の額は、別表第 3 のとおりとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部障害者福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条）

<大島分類>

I Q

2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	7 1 - 8 0	境界
2 0	1 3	1 4	1 5	1 6	5 1 - 7 0	軽度
1 9	1 2	7	8	9	3 6 - 5 0	中度
1 8	1 1	6	3	4	2 1 - 3 5	重度
1 7	1 0	5	2	1	0 - 2 0	最重度

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している（大島分類の1から4に該当している）児童を重症心身障害児といい、18歳未満の時にその状態になった障害者を重症心身障害者という。

別表第2（第5条、第14条関係）

利用者 所得区分	対象障害児等の属する 世帯の課税状況	利用者負担額		
		2時間	3時間	4時間
利用者 負担なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第4号に掲げる支給決定障害者等の区分に該当する者に準ずるもの（生活保護・低所得者世帯）	0円	0円	0円
一般1 （障害者）	政令第17条第2号に掲げる支給決定障害者等の区分に該当する者に準ずるもの（障害者で区民税所得割額が16万円未満の世帯）	370円	550円	740円
一般1 （障害児）	政令第17条第3号に掲げる支給決定障害者等の区分に該当する者に準ずるもの（障害児で区民税所得割額が28万円未満の世帯）	180円	270円	360円
一般2	政令第17条第1号に掲げる支給決定障害者等の区分に該当する者に準ずるもの	1,500円	2,200円	3,000円

備考

- 1 対象障害児等の属する世帯の範囲は、対象障害児等が18歳以上である場合は障害者及びその配偶者とし、18歳未満の障害児である場合は当該障害児及び当該障害児と同一の世帯に属するものとする。
- 2 指示書作成料の利用者負担額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 3 利用者負担額の決定については、4月から6月までに申請については前年度の住民税の課税状況により行い、7月から翌年3月までの申請については当該年度の住民税の課税状況により行うものとする。

別表第3（第16条関係）

利用者所得区分	事業者への委託料		
	2時間	3時間	4時間
利用者負担なし	15,000円	22,500円	30,000円
一般1（障害者）	14,630円	21,950円	29,260円
一般1（障害児）	14,820円	22,230円	29,640円
一般2	13,500円	20,300円	27,000円